

論壇

夫婦間における老人ホーム入居一時金の負担と贈与税の課税



齋藤和助
【神田】

1. はじめに

総務省が発表した最新(平成25年11月1日現在)の推計人口によると、我が国の総人口は1億2708万人で、そのうち65歳以上の人口は3265万人、総人口に占める割合は25.6%と4人に1人が65歳以上人口となっている。このような超高齢化社会にある我が国において、近年、いままでは想定しえなかった高齢者まつわるさまざま

2. 有料老人ホームの入居一時金

有料老人ホームは、通常、入居時にまとまった金額の入居一時金を預かり、入居者に終身にわたって施設に居住し、必要な介護サービスを受け、施設を利用できる権利を与える。入居者本人は入居一時金を支払うことにより有料老人ホームの終身利用権を取得する。

3. 贈与税の非課税財産とした事例

この事例は、被相続人が配偶者のために負担した入居一時金は、入居契約時に

な税務上の問題が発生している。平成25年の税制改正による小規模宅地等の特例における「老人ホーム」に入居している場合や、「二世帯住宅」の適用関係の見直しなどもその一例である。

▼裁判事例集 No.81(平成22年11月19日採決)・国税不服審判所

被相続人が配偶者のために負担した介護付有料老人ホームの入居金は、相続税法第21条の3第1項第2号に規定する「扶養義務者相互間において生活費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」に該当するから、当該入居金は相続開始前3年以内の贈与として相続税の課税価格に加算する必要はないとした事例(「裁判の要旨」)

原処分庁は、本件被相続人の配偶者(本件配偶者)が介護付有料老人ホーム(本件老人ホーム)へ入居する際の入居金(本件入居金)を本件被相続人が支払ったことについて、本件入居金のうち定額償却部分については、生活保持義務の履行のための前払金的人格を有するものであり、本件配偶者はその履行に係る役務提供を受けていない部分について返還義務があるから、本件被相続人は本件配偶者に対して金銭債権を有している旨主張する。

しかしながら、本件配偶者は、本件被相続人が本件

入居金を支払ったことにより、本件老人ホームに入居し介護サービスを受けることができることになったところ、本件配偶者には本件入居金945万円を一時に支払うに足る資産がないこと等にかんがみれば、本件入居金は、本件被相続人がこれを支払い、本件配偶者に返済を求めるとはしな

と、本件被相続人にとって本件入居金を負担して本件老人ホームに本件配偶者を入居させたことは、自宅における介護を伴う生活費の負担に代えるものとして相当であると認められること及び本件老人ホームは本件配偶者の介護生活を行うための必要最小限度のものであったことが認められることからすれば、本件入居金相当額の金銭の贈与は、本件において、介護を必要とする本件配偶者の生活費に充てるために通常必要と認められるものであると解するの相当である。

したがって、本件入居金相当額の金銭は、相続税法第21条の3第1項第2号に規定する贈与税の非課税財産に当たると、その贈与が本件相続の開始前3年以内に行われていたとして、同法第19条(相続開始前3年以内の贈与があった場合の相続税額)の規定が適用されるものでもない。

これに対し、次の事例は、被相続人が配偶者のために負担した入居一時金は、入居契約時に被相続人から配偶者に贈与があり、非課税財産に該当しないと判断されたものである。

4. 贈与税の非課税財産でないとした事例

▼裁判事例集 No.83(平成23年6月10日採決)・国税不服審判所

(贈与税の非課税財産)被相続人が配偶者のために負担した有料老人ホームの入居金は、贈与税の非課税財産に該当しないから、当

該入居金は相続開始前3年以内の贈与として相続税の課税価格に加算する必要があり、本件配偶者(本件配偶者)が本件入居金を支払ったことについて、本件入居金の性質は終身利用権の対価であり、請求人は本件被相続人から終身利用権を死因贈与により取得したことになること、終身利用権は一身専属権であって贈与税の対象とはならないから、相続開始前3年以内の贈与として本件相続税の課税価格に加算されない旨主張する。

しかしながら、本件被相続人は、自らに支払義務のない請求に係る入居金のうちの一部に相当する金額を支払ったものであり、これによって請求人は、入居金全額の支払によって初め

取得することのできる施設利用権を、低廉な支出によって取得したものと認められることからすると、請求人は著しく低い対価で本件老人ホームの施設利用権に相当する経済的利益を享受したものであることができ、本件被相続人と請求人との間に実質的に利益の移転があったことは明らかであるから、相続税法第9条(贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合)その他の利益の享受)により、請求人は、その利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を本件被相続人から贈与により取得したものとみなすのが相当である。また、本件入居金は極めて高額(1億370万円)であり、請求人に係る居室面積も広く、本件老人ホームの施設の状態等かんがみれば、本件老人ホームの施設利用権の取得のための金員は、社会通念上、日常生活に必要な住の費用であると認められないから、相続税法第21条の3第1項第2号の規定する「生活費」には該当せず、贈与税の非課税財産に該当しない。したがって、贈与により取得したものとみなされた金額は、相続開始前3年以内の贈与として本件相続税の課税価格に加算されることとなる。

上記3. は介護付き有料老人ホームで配偶者は要介護状態であったのに対し、4. はフィットネスルームやプールまで完備していた。上記2つの裁判事例から判断すると、入居一時金が、相続税法第21条の3第1項第2号に規定する「扶養義務者相互間において生活費に充て

5. 通常必要と認められるものの要件

具体的には上記3. の事例の要旨から、次の5つの要件が参考になる。

① 配偶者は高齢かつ要介護状態にあり、自宅での介護が困難になり、介護施設に入居する必要性が迫られる老人ホームに入居したこと

② 入居一時金を支払う必要があること

③ 配偶者は入居一時金を支払う金銭を有していないこと

④ 入居一時金を負担して老人ホームに配偶者を入居させることは、自宅における介護を伴う生活費の負担に代えるものとして相当であると認められること

⑤ 老人ホームは配偶者の介護生活を行うための必要最小限度のものであること

取得することのできる施設利用権を、低廉な支出によって取得したものと認められることからすると、請求人は著しく低い対価で本件老人ホームの施設利用権に相当する経済的利益を享受したものであることができ、本件被相続人と請求人との間に実質的に利益の移転があったことは明らかであるから、相続税法第9条(贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合)その他の利益の享受)により、請求人は、その利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を本件被相続人から贈与により取得したものとみなすのが相当である。また、本件入居金は極めて高額(1億370万円)であり、請求人に係る居室面積も広く、本件老人ホームの施設の状態等かんがみれば、本件老人ホームの施設利用権の取得のための金員は、社会通念上、日常生活に必要な住の費用であると認められないから、相続税法第21条の3第1項第2号の規定する「生活費」には該当せず、贈与税の非課税財産に該当しない。したがって、贈与により取得したものとみなされた金額は、相続開始前3年以内の贈与として本件相続税の課税価格に加算されることとなる。

上記事例は、いずれも相続開始前3年以内の贈与として相続税の課税価格に加算するか否かの事例であったが、単純に贈与と認定された場合には、より影響が大きいため、扶養義務者相互間における過重な費用負担には細心の注意が必要である。